

第6回 農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月25日 13:00～14:37

場 所 農村環境改善センター

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：八田委員

議案説明のため出席した職員：中道事務局長、渡辺主事補

1 開会

2 議事録署名委員の指名

11 番 阿部委員
12 番 松島委員

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 12月の業務報告について
- (3) 1月の業務予定について
- (4) あっせん報告について

4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 職権による登記地目変更について

5 協議事項

- (1) あっせん協議について
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 1月25日（金）午後1時30分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第6回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、八田委員から欠席の届け出がありましたので報告いたします。 ただ今の出席委員数は、12名で定足数に達しております。 それでは、出羽会長の進行でお願いいたします。
議長	それではさっそく会議を始めたいと思います。 まず日程2の議事録署名委員の指名をいたします。 11番 阿部委員、12番 松島委員、この両名を指名いたします。 続きまして日程3の報告事項に入ります。 (1)諸般の報告について、松島委員から生産高についてお願いいたします。
松島委員	それでは説明をさせていただきます。令和2年度現在の農業粗生産高でございますけれども、推定という値で取りまとめた内容になってございます。まず農産の関係になりますけれども、まず麦関係でございますけれども、この金額についてはすでに確定ということもございまして、9億2700万というような数字でございます。前年度と対比いたしますと、86%というようなことで、約1億5000万、昨年より低いというような状況でございます。製品等につきまして、十勝管内の平均からいたしますと、2番目の高い数字というような状況になってございます。 続きまして、豆類でございますけれども、数量払い等の、それぞれ交付金等の数字も入れてございますけれども非常に今年度は天候の関係で品質が不良というような年になったわけでございます。ただ単収あたりの調整につきましては平年並みというような状況の数字でございます。生産高といたしましては、4億5800万ということでございます。前年度と対比いたしますと2億8700万の減というような状況になってございます。またこの粗生産高の数量の金額の内訳でございますけれども、構造転換事業等の数字も入れてございますので、ご理解をいただきたいと思います。 馬鈴薯の関係でございますけれども、澱原、加工、食用、種子用と合わせまして、12億9000万という数字でございました。前年度と対比いたしますと、若干減の、5800万ほど減というような数字になってございます。澱粉価が平均いたしまして19.9というような数字にさらに奨励金、構造転換、それから銘柄、これらもすべて含ませさせていただいた数字でございます。 甜菜につきましては反あたりすでに搬送が終わってございまして、確定数字で反あたり7799キロと、これにつきましては十勝管内で現在の所トップというような数字でございます。平均糖分につきましては16.3という数字になってございます。これらにつきましても構造転換事業の補助金も含めての金額になってございますけれども、15億2400万と、昨年が中札内は8トン超えておりますから、そのような関係もございまして、1億3400万ほど減というような数字になってございます。 野菜類につきましては、長芋からその他野菜まで合計いたしますと、10億7200万、これにつきましても、前年度対比の88%というような状況でございます。その下に畑作共済入れてございますけれども、約1億5000万ほ

	ど現在見込んでいます、というような状況でございます。畑作共済につきましては、枝豆関係、それから麦、その確定分が入ってございます。ただし、豆類につきましては、豆類の保険が全相殺に変わってきているというようなこともございまして、次年度の２月でなければ、正式に確定はいたしません。ただ、加工の芋の関係等につきましては、仮ということで、共済組合からの支払い数字は把握してございますけれども、多少流動性のある面があると、いうぐらいに聞いてございます。農産関係で合計いたしますと、５４億２３００万、前年対比いたしますと、７億５５００万の減というような状況でございます。 畜産関係でまいりますと、まずは牛の関係でございますけれども、乳量につきましては、前年より現在１．４％ほど増というかたちで今日まで推移してございます。乳価につきましてはキロ当たりいたしますと、昨年より若干高い生産がなされている、というような状況でございます。家畜の個体販につきましては、コロナ禍の影響もございました。かなり相場が下がってきていると、というような状況でございました。前年より減というような状況でございます。秋口に入りまして、若干家畜個体販売の価格も戻りつつあると、というような状況でございます。 鶏関係につきましては、１１億７４００万というようなことでございまして、鶏卵については生産量は伸びてございますけれども、ブロイラーについては若干減っている、というような状況下でございます。 肉豚に関しましても、前年並みということで、１２億６０００万というような数字になってございます。家畜共済につきましては現時点では１億約７０００万計上してございます。 畜産物合わせまして、約８３億と、農産・畜産合計いたしますと、１３７億２３００万ということで、前年と対比いたしますと、９６．３ということで、５億２７００万ほど減っているという数字で現在、推定ということでとらえてございます。この１３７億円という数字でございますけれども、１番生産高が多かったのは昨年の令和元年度ということで、令和元年度の数字１４２億５０００万というところが一番でございます。その次が平成２９年の１３８億８３００万、それに次ぐ３番目の数字ということの現在の積み上げになっております。というような状況でありますので、このようなペースで公表に入っていく、というようなかたちで現在積み上げてございます。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございました。 その他、皆さんから何かありますか。 なければ、（２）１２月の業務報告 及び （３）１月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください （２）１２月の業務報告についてですが、１２月４日、常盤地区の農地売買に係るあっせん委員会を開催し、真野委員、西野委員、松島委員が出席しております。 次に（３）１月の業務予定ですが、１月中旬頃、共栄地区の農地あっせん委員会を予定しております。 業務報告及び業務予定は以上です。
議長	続きまして、（４）あっせん報告について、事務局から説明願います。

事務局長	【あっせん報告について朗読説明】
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。
事務局長	議案第 1 号 合意解約通知の成立状況の受理について 1 番について、事務局から一括して説明願います。
事務局長	【議案第 1 号 1 番について朗読説明】 書類等の不備はなく、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づく引き渡し 前 6 ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の 解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありま せんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それでは、議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されま した。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、 （1）所有権移転の番号 1 番から 2 番まで、一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 2 号（1）番号 1 番～2 番について朗読説明】議 なお、別紙でお配りしている資料、調査書 1 ページ及び 2 ページのとおり、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしてお ります。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 所有権移転の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。 6 番 西野委員 何か補足などありませんか。

西野委員	ありません。
議長	１０番 真野委員 何か補足などありませんか。
真野委員	ありません。
議長	それでは議案第２号 所有権移転の番号１番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）所有権移転の番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第２号（１）所有権移転の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 続いて、所有権移転の番号２番について、現地確認委員の意見を求めます。
	２番 埴田委員 何か補足などありませんか。
埴田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは議案第２号 所有権移転の番号２番について 質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）所有権移転の番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第２号（１）所有権移転の番号１番は、 原案どおり可決決定されました。 次に（２）賃借権設定の番号１番について事務局から説明願います。

事務局長	【議案第２号（２）番号１番について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料、調査書３ページのとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号 賃借権設定の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、賃借権設定の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に（３）使用賃貸借権設定の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号（３）について朗読説明】 なお、別紙でお配りしている資料、調査書４ページのとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 使用賃借の番号１番について地区担当委員の意見を求めます。 ６番 西野委員 何か補足などありませんか。
西野委員	ありません。
議長	１０番 真野委員 何か補足などありませんか。

真野委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第２号（３）使用貸借の番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません」の声）
議長	それでは、使用貸借の１番は、原案どおり可決決定されました。 次に、 議案第３号 農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づく農用地買入協議要請について、 番号１番から２番まで一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第３号 番号１番～２番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号１番から２番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました 続いて番号２番の採決に入ります。 原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決されました 続きまして、議案第４号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について まず、番号１番についてですが、この案件は、埴田委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限によ

	り、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 (休憩) (埤田委員・退席)
議長	会議を再開します。番号 1 番について事務局より説明願います。
事務局長	【議案第 4 号 番号 1 番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました、番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、賃貸借の 1 番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 (休憩) (埤田委員・着席)
議長	それでは会議を再開いたします。 次に番号 2 番についてですが、この案件は、阿部委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。暫時休憩いたします。 (休憩) (阿部委員・退席)
議長	会議を再開します。番号 2 番について事務局より説明願います。
事務局長	【議案第 4 号 番号 2 番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました、番号 2 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	(「ありません」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の２番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩します。 （休憩） （阿部委員・着席）
議長	会議を再開いたします。 次に賃貸借の番号３番から１８番について、一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号 番号３番～１８番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号３番～１８番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号３番～１８番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号３番～１８番は原案どおり可決されました。 次の番号１９番と番号２０番についてですが、この案件は、島次代理が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （休憩） （島次代理・退席）
議長	会議を再開します。番号１９番から２０番までについて事務局より一括で説明願います。
事務局長	【議案第４号 番号１９番～２０番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました、番号１９番から番号２０番について

	一括で質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の番号１９番、番号２０番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の１９番、２０番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （休憩） （島次代理・着席）
議長	次に賃貸借の番号２１番から２３番について、一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号 番号２１番～２３番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号２１番～２３番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２１番～２３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２１番～２３番は原案どおり可決されました。 次の番号２４番についてですが、この案件は、鎌田委員の親族に関わる案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限を適用し、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。暫時休憩いたします。 （休憩） （鎌田委員・退席）
議長	会議を再開します。番号２４番について事務局より説明願います。

事務局長	【議案第４号 番号２４番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました、番号２４番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 賃貸借の番号２４番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、賃貸借の２４番は原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （休憩） （鎌田委員・着席）
議長	会議を再開いたします。番号２５番から３４番について、一括して事務局から説明願います。
事務局長	【議案第４号 番号２５番～３４番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号２５番～３４番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２５番～３４番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２５番～３４番は、原案どおり可決されました。 次に利用権移転の番号１番から６番まで一括して事務局より説明願います。
事務局長	【議案第４号 利用権移転番号１番～６番について朗読説明】

議長	それでは、番号１番～６番について、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号１番～６番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、利用権移転の番号１番～６番は、原案どおり可決されました。 次に、議案第５号 職権による登記地目変更について、番号１番から番号２番について、一括して事務局より説明願います。
事務局長	【議案第５号 番号１番～２番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 ６番 西野委員 何か補足などありませんか。
西野委員	ありません。
議長	１０番 真野委員 何か補足などありませんか。
真野委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 次に番号２番について現地確認委員の意見を求めます。 ７番 水崎委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。

議長	私も現地確認しましたが、おおむね良好と判断させていただきました。 それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、番号２番は、原案どおり可決決定しました。 以上で議案の審議を終わります。 ここで暫時休憩とします。 （休憩）
議長	それでは議事を再開します。 （１）あっせん協議について 売買の番号１番について事務局から説明願います。
事務局長	【協議事項（１）あっせん協議について朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 番号１番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がありませんので、番号１番については、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「はい」の声）
議長	それでは、売買の番号１番について、あっせんすることに決定いたします。 あっせん委員を指名いたします。 ２番 鎌田委員、４番 八田委員の２名を指名いたします。 次に日程５の協議事項に入ります。 こちらからはありませんが、皆様方からはありますか。

委員	(「ありません。」の声)
議長	続いて、日程 6 その他ですが (1) 次回の総会の日程について事務局からお願いします。
事務局長	次回の総会ですが、1 月 2 5 日月曜日、午後 1 時 3 0 分からでお願いいたします。
議長	次回の総会は、1 月 2 5 日、月曜日の午後 1 時 3 0 分からということでお願いいたします。
事務局長	その他 事務局から何かありますか。 その他 1 点だけお知らせいたします。本年 1 2 月に十勝で行われる予定でした地区別農業委員等研修会資料について新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして開催中止となりましたことから、北海道農業会議から各農業委員宛に資料の配付がございました。本日配付をさせていただいておりますので、若干中身ご紹介した上で、後程ご覧いただきたいと思います。 資料、冊子の方を抜粋してポイントだけお話しします。 まず 2 5 ページお開きいただきたいと思います。こちらには農業委員会制度ということで、2 6 ページ以降、今年は農業委員改選期だったこともありまして、農業委員とはどういうものなのか、ということをご紹介しています。2 9 ページ、3 0 ページには農業委員の身分や要件を、3 3 ページには農業委員会総会についての記載がされております。それから 3 4 ページには法律に定められた農業委員会の仕事に記載されております。3 5 ページからなのですが、こちらは基礎的で実用的な内容が記載されております。上段の 3 条許可では、前段で複数の農業委員の現地調査の必要性や、真ん中の段の農地法 4 条 5 条の農地転用の、4 h a を超える転用の大臣協議の必要性や 3 0 a を超える場合は北海道農業委員会ネットワーク、いわゆる北海道農業会議ですけども、その意見聴取の必要があるなど記載してあります。見やすく書いてありますので、ご一読いただければと思います。また、ページ少し飛びますが、5 0 ページからは農地法と基盤強化促進法の違いということで、表に見やすく記載しております。農地法の関係は許認可になりますけども、基盤強化促進法のほうは公告による行政処分にあたるということで、見やすい表になっておりますので、時間のあるときにご覧になっていただければと思います。 以上、簡単ですけども、お時間のあるときに資料ご一読いただいて、今後のスキルアップにお役立ていただければと思います。以上、研修会資料の説明とさせていただきます。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	なければこれで、第 6 回総会を閉会いたします。 昨日もですね、中札内から一人コロナ患者が出ております。どうか感染対策十分にですね、良いお年を迎えていただきたいと思います。

	大変どうもご苦労様でした。 （「お疲れ様でした」の声） （ 1 4 時 3 7 分閉会）
--	--